

Q1. 再エネ電力証明書とはどのようなものですか？

A1.

お客様がご使用になった電力に対して、再生可能エネルギーで発電された電力の環境価値を割り当てたことを証明するものです。証明書を入手していただくことで、お客様は実質的に再生可能エネルギーで発電した電力を使用したことになります。

Q2. 電力の環境価値とはどのようなものですか？

A2.

化石燃料や原子力など、従来のエネルギーからの電力と、再生可能エネルギーからの電力は「電気」としては同じものです。しかし、太陽エネルギーなどの再生可能エネルギーによる電気は「電気そのものの価値」の他に、二酸化炭素を排出しないという「環境価値」を持ち電気そのものとは切り離して取り扱うことができ、これを環境価値と認め金銭価値をもって取引されています。

Q3. 電力そのものから切り離され他環境価値はどのように扱われているのですか？

A3.

現在3つあります。

1. 再エネ電力由来 J-クレジット
2. グリーン電力証書
3. 非化石証書（トラッキング付き）

上記のうち、当社は1.再エネ電力由来 J-クレジットを取り扱っており、この J-クレジットが持っている館環境価値をお客様へご提供します。

Q4. J-クレジットとはどのようなものですか？

A4.

J-クレジットとは、国（経済産業省、環境省、農林水産省）により運営される J-クレジット制度下において行われる、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー設備の導入等による温室効果ガスの排出削減量を「クレジット」として国が発行するものです。

これらクレジットのうち、再生可能エネルギーを使った発電事業から生まれたものが、“再生可能エネルギーで発電された電力である”、“二酸化炭素を排出せずに発電された電力です”という環境価値をもった J-クレジットになります。

※ J-クレジット制度詳細：<https://Japancredit.go.jp/about/outline/>

Q5. J-クレジットは誰が認証しているのですか？

A5.

J-クレジット制度の中で設置された、学識者・有識者で構成される認証委員会で、正当性・妥当性が審議され認証されます。

Q6. 再エネ電力証明書はどのように利用・活用できるのですか？

A6.

企業コンプライアンス（法令遵守、社会規範、ステークホルダー利益・要請等）にもとづく利用では、グローバル企業の気候変動対策に関する情報開示・評価の国際的なイニシアティブ（RE100、CDP/SBT等）において、再生可能エネルギー利用や温室効果ガス排出削減量の算定・報告に使用できます。

また、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度におけるCO2排出量の相殺に使用することができます。（注意！省エネ法には使用できません）

ボランティア目的（自主的あるいは寄付的な意図に基づく取り組み）の利用では、取引先や消費者へ向けた自社の環境貢献への取り組みや姿勢をアピールしていただけます。

尚、再エネ電力価値の利用や、J-クレジットが持つCO2削減価値の利用は、SDGsの「No.07.エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「No.13.気候変動に具体的な対策を」につながるアクションなので、再エネ電力証明書とSDGsのロゴマークとを合わせてホームページ等で掲載いただくことも可能です。

Q7. 自社で使った電力全てに再エネ電力証明書を購入する必要がありますか？

A7.

いいえ。

必ずしも全ての電力に対して再エネ電力証明書をご購入いただく必要はありません。お客様がご使用になった電力のうち、任意の電力（何に使った電力、どの期間に使った電力等）を指定して、その使用した分だけ再エネ電力証明書をご購入いただけます。

Q8. 再エネ電力証明書の購入と同時に、電力会社との契約電力を再エネ電力に契約変更する必要はありますか？

A8.

いいえ。電力会社との契約変更は必要ありません。

電力会社との契約を変更しなくても、再エネ電力証明書をご購入いただくことで、実質再エネ電力にすることができます。

逆に、既に電力会社と再エネ100%電気等の需給契約を締結している場合、再エネ電力証明書をご購入いただく必要はありません。。

Q9. J-クレジットが持つCO2削減価値はどのように利用できますか？

A9.

一つは、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度におけるCO2排出量の相殺に使用することができます。（注意！省エネ法には使用できません）

もう一つはカーボンオフセットへの取り組みとして利用できます。お客様がお使いになった電力が負担しているCO2排出量の全部または一部をJ-クレジットのCO2削減価値と相殺することができます。使用した電力に対するカーボンオフセットへの取り組みについては、当社からオリジナルのカーボンオフセット証書を発行いたします。（カーボンオフセット証書はオプションにてお申込みいただけます）

Q10. 再エネ電力証明書に支払ったお金は最終的に誰にわたるのですか？

A10.

再エネ発電由来のJ-クレジットの多くは、国や自治体が個人の住宅太陽光発電の発電量（自己消費分）を集約して認証し、販売されます。当社はこのJ-クレジットを国や自治体から購入（仕入）し、お客様へ無効化処理されたJ-クレジットを再エネ電力証明書として販売します。

お客様がお支払いになった対価は当社を通して（当社利益を除き）国または自治体へ渡ります。国または自治体はこれらのお金を、再生可能エネルギー発電の導入促進や、再エネ発電由来等のJ-クレジット創出が持続的に行われていくための原資に使用されます。

Q11. 提供される再エネ電力価値はどのような再生可能エネルギー発電から生まれたものですか？

A11.

全国の住宅太陽光発電で発電された電力（自己消費分）から生まれたものです。全国で2019年11月1日～2021年9月30日の間に約30万軒分の住宅太陽光発電を集約し生み出された700,060MWhに相当する再エネ電力価値のうち、当社では約83,340,000kWhを小分けにしてお客様へご提供します。

Q12. 中小企業や個人事業主でも再エネ電力証明書を購入することはできますか？

A12.

はい、できます。

再エネ電力証明書は、お客様がご使用になった電力のうち、任意の電力（何に使った電力、どの期間に使った電力等）を指定して、その分だけ再エネ電力証明書をご購入いただけます。

最低5,000kWh、38,500円税込(*1)からご購入いただけますので、お客様のご予算や調達希望時期に合わせてご利用いただけます。

*1) 38,500円のうち16,500円税込は証明書発行手数料となります。

Q13. 再エネ電力証明書に裏付けはありますか？

A13.

あります。

実質CO2ゼロ電力、実質再エネ100%電力にするため、再エネ電力由来のJ-クレジットをお客様に割り当てるために、当社でJ-クレジット登録簿システムで無効化処理を行い、J-クレジットの二重使用を防ぎます。

無効化処理後発行される無効化通知書には使用する事業者名、使用目的を明記され、再エネ電力証明書に必ず添付します。

RE100、CDP/SBTへの報告にはこの無効化通知書が必要です。